

冬期間の交通確保のため

除雪作業にご協力ください！

まもなく雪が降る季節となりました。

町では、安全・安心な冬期間交通を確保するため、11月から来年3月まで除雪作業を行います。今年度も円滑に除雪作業を行うため、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

建設水道課土木係

☎85-6142

町道除雪実施基準

町内の各所に観測点を設け、道路上降雪深が10センチを超えた場合に除雪作業を開始します。

なお、11月・12月の降雪直後と3月の融雪時期にあつては気象状況に応じて路上降雪深を15センチとします。

また、除雪作業中に、融雪等によつて積雪深が10センチ（15センチ）未満になった場合、宅地の切れ目等、きりのいい地点で作業を終了する場合があります。ご理解の程よろしく申し上げます。

効率的な除雪作業に向けて

町では平成23年度より「除雪車運行管理システム」を導入しています。

除雪車にスマートフォンを取り付け、GPS機能により除雪車の現在地と走行経路を確認しながら

効率的な除雪作業を推進するほか、お問い合わせやご要望に対して迅速な連絡対応を図ります。

また、ロータリー除雪車による幅出しを強化し、車道幅の確保に努めます。

円滑な機械除雪作業のために

◆障害物には目印設置や除去を
道路上に樹木の枝など（高さ4センチ以下のもの）が出ていると除雪ができない場合があります。早めに切つていただくか取り除いてくださるようお願いいたします。

また、道路の路肩や側溝の上に置いてあるはせ木や肥料・石なども除雪の妨げになったり除雪車で壊す恐れがありますので早めに取り除いてください。

なお、道路付近の民有地にあるブロックやマンホールなども除雪車で壊す恐れがありますので、除

雪前に目印（長さ3センチ以上の棒の先に赤い布などの目印をつける）を立ててください。

ただし、近年、目印設置が多くなつてきており、除雪に支障をきたしている箇所があります。スムーズな除雪が遂行できるよう、節度ある目印設置にご協力くださるようお願いいたします。

◆道路に雪を出さないで

道路は人や車の通る場所です。除雪された雪を、消雪道路だから道路に積もった雪だから、と道路に出すと路面凍結の原因になるほか、路面が凹凸になり交通事故の原因になる恐れがあります。

また、道路に面した建物の屋根から雪が落ちる場合には「なで止め」を取り付けて落雪を防止してください。落雪してしまつた場合や雪下ろしにより道路上に落とす

水道事業からお知らせ

問 建設水道課水道課係

☎85-6137

●積雪のためメーター検針を休みます（1月～4月）

1月から4月までは、12月検針（11月の使用水量）の水量で料金を請求させていただきます。5月の検針で精算させていただきます。冬期間の水量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、建設水道課にご連絡ください。

●冬期間の管理

気温がマイナス4度以下になると、防寒対策が十分に行われていない水道管は凍結したり、破裂したりします。毎年、この凍結事故が後を絶ちません。凍結により水道管が破裂すると、修理代はもとより、水道料金も高額となる場合がありますので、次のことに注意してください。

水道管の凍結を防ぐには、就寝前に「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を開いて水抜きしましょう。半閉めの状態では、水が漏れ続ける場合がありますので、完全に閉めることが肝要です。翌朝使用する場合は、完全に開けてください。

※半閉め、半開きのため漏水　するケースが多く見られますので十分ご注意ください。

※ヒーター線を巻いている水　道管の場合は、ヒーターのコンセントが確実に差し込まれているか、ヒーターが正常に作動しているかを確認しておきましょう。